



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年6月22日火曜日 第2177号

◇ 目次 ◇

- 道路の区域変更（一般国道319号）…………… 449
- 道路の供用開始（ ）…………… 449
- 土地改良区役員の就退任の届出（3件）…………… 449
- 土地改良区の定款変更の認可…………… 451
- 道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）…………… 451

- 開発行為に関する工事の完了…………… 451
- 建設業者の許可の取消し…………… 451
- 道路の区域変更（一般国道197号）…………… 452

公 告

- 海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画…………… 452

告 示

○愛媛県告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一般国道	319号	四国中央市具定町字重石乙66番76から 同町字重石乙66番78まで	旧	メートル 10.0～16.4	キロメートル 0.156	
			新	13.8～47.6	0.149	

○愛媛県告示第736号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市具定町字重石乙66番76から 同町字重石乙66番78まで	平成22年6月23日

○愛媛県告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市上林土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年6月22日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡部成二	東温市上林甲1665番地
〃	渡部隆明	東温市上林甲76番地
〃	林茂樹	東温市上林甲3513番地2
〃	森章三	東温市上林甲503番地1

〃	相原修	東温市上林甲1031番地
〃	相原立基	東温市上林甲885番地3
〃	八木俊正	東温市上林甲1640番地4
〃	武智安史	東温市上林甲1681番地
〃	菅原富雄	東温市上林甲2056番地
〃	日野圭策	東温市上林甲2641番地
〃	菅能英樹	東温市上林甲2689番地
〃	森正人	東温市上林甲2572番地
〃	森貞信	東温市上林甲2924番地
〃	高須賀完吾	東温市上林甲3072番地
〃	高須賀ふき子	東温市上林甲3256番地
監 事	森忠臣	東温市上林甲1655番地
〃	日野隆	東温市上林甲3224番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 内 徹	東温市上林甲236番地 2
〃	森 章 三	東温市上林甲503番地 1
〃	森 数 正	東温市上林甲685番地
〃	山 内 鬼志男	東温市上林甲1009番地
〃	菅 野 好 春	東温市上林甲1638番地
〃	渡 部 久 市	東温市上林甲1670番地
〃	玉 井 敬	東温市上林甲1566番地
〃	森 本 純 次	東温市上林甲2309番地
〃	渡 部 秀 樹	東温市上林甲2520番地 2
〃	森 健 三	東温市上林甲2574番地
〃	渡 部 功	東温市上林甲2726番地
〃	森 泉	東温市上林甲2818番地 3
〃	森 郡 平	東温市上林3031番地 3
〃	日 野 隆	東温市上林甲3224番地
〃	高須賀 寛	東温市上林甲3261番地 4
監 事	森 忠 臣	東温市上林甲1655番地
〃	山 内 均	東温市上林甲3582番地

○愛媛県告示第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市下林下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 6月22日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 中 久 重	東温市下林甲1899番地
〃	森 忠 能	東温市下林甲1581番地
〃	大 森 政 明	東温市下林甲2822番地 6
〃	大 森 忠 昭	東温市下林甲2550番地 2
〃	松 原 孝 征	東温市下林甲1489番地
〃	越 智 雄 二	東温市下林甲1956番地
〃	青 森 猛	東温市下林甲2443番地
〃	谷 松 孝 弘	東温市下林甲2717番地
〃	森 久 一	東温市下林乙152番地
〃	渡 部 高 則	東温市下林甲1764番地
〃	石 川 明 弘	東温市下林甲1647番地
〃	小 山 敏	東温市下林甲1996番地
〃	井 上 重 厚	東温市下林甲2339番地
〃	西 出 清 孝	東温市下林甲2679番地 1
監 事	井 上 勝 美	東温市下林甲2797番地
〃	野 中 博 敬	東温市下林甲1879番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 中 久 重	東温市下林甲1899番地
〃	森 忠 能	東温市下林甲1581番地
〃	大 森 政 明	東温市下林甲2822番地 6

〃	森 久 一	東温市下林乙152番地
〃	渡 部 高 則	東温市下林甲1764番地
〃	石 川 明 弘	東温市下林甲1647番地
〃	松 原 孝 征	東温市下林甲1489番地
〃	越 智 雄 二	東温市下林甲1956番地
〃	小 山 敏	東温市下林甲1996番地
〃	富 安 洋	東温市下林甲2335番地
〃	青 森 猛	東温市下林甲2443番地
〃	武 智 永 年	東温市下林甲2692番地
〃	大 森 忠 昭	東温市下林甲2550番地
〃	谷 松 政 雄	東温市下林甲2831番地
監 事	井 上 勝 美	東温市下林甲2797番地
〃	野 中 博 敬	東温市下林甲1879番地

○愛媛県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市見奈良土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 6月22日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 尊 德	東温市見奈良1006番地 1
〃	池 川 勝 司	東温市見奈良354番地 1
〃	佐 伯 正 夫	東温市見奈良355番地 5
〃	佐 伯 勝 永	東温市見奈良1008番地
〃	北 川 尚	東温市見奈良992番地
〃	池 川 広 一	東温市見奈良448番地
〃	池 川 静 雄	東温市見奈良257番地
〃	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地 1
〃	池 川 幸 介	東温市見奈良445番地
〃	佐 伯 逸 夫	東温市見奈良898番地
監 事	池 川 武 臣	東温市見奈良974番地
〃	相 原 弘 茂	東温市見奈良340番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 尊 德	東温市見奈良1006番地 1
〃	池 川 勝 司	東温市見奈良354番地 1
〃	池 川 静 雄	東温市見奈良254番地
〃	佐 伯 勝 永	東温市見奈良1008番地
〃	佐 伯 正 夫	東温市見奈良355番地 5
〃	北 川 尚	東温市見奈良992番地
〃	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地 1
〃	井 門 恒 勝	東温市見奈良587番地
〃	池 川 仁 朗	東温市見奈良586番地
〃	池 川 義 晴	東温市見奈良1016番地
監 事	池 川 武 臣	東温市見奈良974番地
〃	相 原 弘 茂	東温市見奈良340番地

○愛媛県告示第740号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、
松山市水泥町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 6 月22日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第741号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町七折569番2地先から 伊予市上三谷字春戸口甲3970番2地先まで	旧	メートル 8.3～ 9.1	キロメートル 0.104	
		伊予郡砥部町七折582番から 伊予市上三谷字春戸口甲3970番2まで	新	9.1～12.2	0.104	

○愛媛県告示第742号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 6 月22日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第15号 平成22年 6 月14日	東温市田窪字外分2054番1	東温市田窪2030番地 医療法人 辻井循環器科内科

○愛媛県告示第743号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 6 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般・特-21)第635号	平成22年 3月8日	内子建設（株）	古野 好行	喜多郡内子町川中177	平成22年 5月6日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 管工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-18)第3929号	平成18年 5月23日	山口工務店	山口 孝	宇和島市津島町近家甲1597-1	平成22年 5月7日	建築工事業	建設業の廃止 (事業継承)
(般-18)第10357号	平成18年 11月25日	(有)秋田建設	秋田 久満	大洲市若宮223-1	平成22年 5月17日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-17)第5268号	平成17年 5月30日	稲葉工務店	稲葉 嘉則	宇和島市津島町岩淵甲1332	平成22年 5月24日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般-21)第16629号	平成22年 1月28日	井上設備	井上 政雄	宇和島市津島町曾根817	平成22年 5月31日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)

○愛媛県告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	197号	八幡浜市松柏甲5番5から 八幡浜市松柏甲5番16まで 及び 八幡浜市松柏丙554番1から 八幡浜市松柏丙552番まで	旧	メートル 11.6～12.9 8.4～ 9.3	キロメートル 0.024 0.032	
			新	14.1～14.8 10.3～10.8	0.024 0.032	

公 告

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成21年12月25日付け公告）を次のとおり変更した。
平成22年 6 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
- (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成21年及び平成22年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知 事 管 理 量			
	平成21年		平成22年	
	平成21年 1月 から12月まで	平成21年 7月 から平成22年 6月まで	平成22年 1月 から12月まで	平成22年 7月 から平成23年 6月まで
まあじ	7,000トン		8,000トン	
まいわし	若干		若干	
まさば及び ごまさば		若干		若干

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成21年及び平成22年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成21年 1月 から12月まで	平成22年 1月 から12月まで
まあじ	中型まき網漁業 及び小型まき網 漁業	4,900トン	5,600トン

4 知事管理量（まあじにあっては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

- (2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。

- (3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成21年及び平成22年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知事管理努力量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	宇和海
		平成21年4月1日から6月30日まで	平成21年9月1日から11月30日まで	平成22年4月1日から6月30日まで	平成22年9月1日から11月30日まで	平成21年10月1日から12月31日まで	平成22年10月1日から12月31日まで
さわら	さわら流し網漁業	16,590 隻日	5,880 隻日	16,590 隻日	5,880 隻日	7,490 隻日	7,490 隻日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項
平成21年及び平成22年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業	サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する燧灘及び安芸灘	平成21年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
			平成22年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
		サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する伊予灘	平成21年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
			平成22年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
		サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する宇和海	平成21年10月1日から12月31日まで	7,490隻日
			平成22年10月1日から12月31日まで	7,490隻日

- 7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
- (1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため国が策定したサワラ瀬戸内海系群資源回復計画の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。
 - (2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。
なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。
- 8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。
 - (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。